

大館市公募型指名競争入札公告

次により入札参加希望者を公募する。

令和6年5月8日

大館市長 福原淳嗣

1. 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 **小・中学校プール水質検査業務**
- (2) 業務委託場所 桂城小学校ほか計23施設
- (3) 履行期間 契約締結日～令和6年9月2日（予定）
- (4) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 業務の概要

- (1) 業務の所管課 教育委員会教育総務課
- (2) 業務種別 役務提供（環境調査・環境測定）
- (3) 業務の概要 市内小・中学校のプール水採取及び水質検査

※ 本業務の詳細については、仕様書等により必ず自身で確認すること。

3. 入札予定年月日 **令和6年5月24日（金）**

4. 入札に参加する者に必要な条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度大館市有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において**役務提供の「環境調査・環境測定」**に登録されていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 本公告日現在、有資格業者名簿に登録されている営業所（本社又は支店等）の所在地が**秋田県内**であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法第20号）に基づく、**建築物飲料水水質検査業の登録**を秋田県知事から受けている者であること。
- (5) 本業務の履行にあたっては、本業務の総括的な責任者である「業務管理責任者」を配置すること。
なお、配置する業務管理責任者は、本業務に係る入札参加申込手続を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者に限るものとする。
- (6) 上記(5)に掲げるほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができる者

であること。

- (7) 本業務の仕様書等にしがって、本業務を安全かつ確実に履行することができること。
- (8) 本業務に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 本業務に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

5. 入札参加申込等に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を**持参**により提出しなければならない（**郵送及び電送によるものは受け付けない**）。

ア 入札参加申込書

イ 配置予定の業務管理責任者に関する資料

添付書類：入札に参加しようとする者と配置予定の業務管理責任者との雇用関係を確認する「健康保険証」等の写し（「記号」「番号」「被保険者番号」をマスキングしたもの）

ウ 建築物飲料水水質検査業の登録証等の写し

エ ホームページ掲載の仕様書で内容を確認した者は「仕様書確認書」

- (2) 申込書等の入手方法

入札参加希望者には、入札参加申込書及び配置予定の業務管理責任者に関する資料（以下「申込書等」という。）を下記のとおり交付する。

ア 交付場所 大館市役所 総務部 契約検査課 0186-43-7039（直通）

※ 上記のほか、契約検査課ホームページからのダウンロードによっても入手可能である。

https://www.city.odate.lg.jp/ex/keiyaku_kensa/

イ 交付期間 **令和6年5月8日(水)から令和6年5月14日(火)まで**（休日を除く。）

ウ 交付時間 午前9時から午後5時まで

エ 交付費用 無料

- (3) 申込書等の作成

申込書等（添付書類を含む。）の作成は、各書類の作成要領にしたがって作成すること。

なお、当該作成要領は、上記(2)に示した方法により入手できる。

- (4) 申込書等の提出受付期間等

ア 受付期間 **令和6年5月8日(水)から令和6年5月14日(火)まで**（休日を除く。）

※ 上記受付期間終了後に提出された申込書等は、理由を問わず一切受け付けない。

また、申込書等の提出は、必ず仕様書等の閲覧が終わってから行うこと。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所 大館市役所 総務部 契約検査課

エ 提出部数 1部

6. 指名等に関する事項

- (1) 申込書等の審査の結果適格と認められ、指名業者とされた者については、郵送をもって通知する。（通知書発送予定日：**令和6年5月17日(金)**）

- (2) 申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。その場合には、指名されなかった申込書等提出者に対して、指名しなかった旨を書面により通知（以下「非指名通知」という。）するものとする。

- (3) 上記(2)の非指名通知を受け、指名されなかったことに対して不服のある者は、大館市長に対して、指名しなかった理由及びその説明（以下、「非指名理由等」という。）を求めることができる。

- (4) 上記(3)の非指名理由等を求める場合には、通知を行った日の翌日から起算して7日（大館市の休日を含めない。）を定める条例（平成2年条例第11号）第1条に規定された休日（以下「休日」という。）を含まない。）以

内に、その旨を記載した書面（様式は任意）を提出すること。

- (5) 上記(4)の書面は持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (6) 非指名理由等を求められたときは、非指名理由等を求めることができる最終日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (7) 上記(4)の書面の提出先及び提出時間
 - ア 受付窓口 大館市役所 総務部 契約検査課 0186-43-7039（直通）
 - イ 提出時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

7. 再苦情申立てに関する事項

- (1) 大館市長からの非指名理由等に不服がある者は、非指名理由等に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、大館市長に対して、書面（様式は任意）により再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てがあった場合、大館市長は速やかに大館市適正入札・契約推進委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会が審議する。
- (3) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ア 受付窓口 大館市役所 総務部 契約検査課 0186-43-7039（直通）
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
- (4) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記(3)の受付窓口とする。

8. 仕様書等を示す場所及び期間

- (1) 仕様書等を示す方法
本業務に係る仕様書、設計書及び図面等（以下「仕様書等」という。）については、契約検査課ホームページに掲載するほか、閲覧及び貸出しの方法により示す。
- (2) 仕様書等の閲覧
 - ア 閲覧場所 大館市役所総務部契約検査課
 - イ 閲覧期間 **令和6年5月8日(水)から入札日の前日まで**（休日を除く。）
 - ウ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 仕様書等の貸出し
 - ア 貸出予約 貸出可能な仕様書等は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、**必ず電話により貸出予約を行うこと。**
 - イ 貸出予約受付 受付窓口：大館市総務部契約検査課
受付期間：**令和6年5月8日(水)から入札日の前日まで**(休日を除く。)
受付時間：午前9時から午後5時まで
 - ウ 貸出期間 半日（返却時間等を厳守すること。）

9. 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、申込書等の提出期限までに、簡易なものを除き、大館市長に対し、文書で行うこと。質問書の書式は任意とする。
- (2) 質問書の受付については、大館市総務部契約検査課において行う。
- (3) 質問に対する回答は、質問書が提出されてから速やかに書面（以下「回答書」という。）により行う。また、提出された質問書及び回答書は、上記8に定める閲覧の方法により、他の申込者にも周知を図るものとする。

10. その他留意事項

- (1) 本業務に係る現場説明会及び申込書等に係るヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合に

は提出した申込書等に関して説明を求めることがある。

- (2) 提出された申込書等は返却しない。なお、申込書は情報公開条例に基づく申請があった場合を除き公開しないものとし、また、本業務の入札参加意向の確認以外に無断で他に使用しない。
- (3) 申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 本業務の入札参加申込みに関し、虚偽の申告等その他不正な行為をした者は、本業務の指名業者としないとともに、指名停止措置を行うことがある。また、必要があると認められる場合には、公正取引委員会に通知することがある。
- (5) 入札に参加しようとする者の間において、次の①から③のいずれかに該当する場合は、重複して入札参加資格確認申請書等の提出はできないものとする。

① 資本関係

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

※ 「親会社」及び「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社をいう。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

㊦ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

㊧ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

㊨ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

㊩ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 提出期限以降における申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 申込書等の審査基準日は、別に示されている場合を除き、提出期間の最終日とする。
- (8) 落札者は、入札日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日に当たる場合は、次の開庁日とする。）に契約を締結しなければ、当該落札はその効力を失う。ただし、当該期間内に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合においては、当該期間を延長することができる。そ

の場合においては、落札者は、あらかじめ市長にその旨を通知し、承認を得なければならない。

- (9) 上記6(2)の非指名通知を受けた者及び上記4に掲げる条件を満たすことができなくなった者のした入札、及び申込書等に虚偽の記載等不正の行為をした者のした入札は無効とする。
- (10) 落札者は、配置予定の業務管理責任者に関する資料に記載した者（複数の者を記載した場合はそのうちいずれかの者）を**業務管理責任者**として当該業務に配置すること。なお、種々状況からやむを得ないものとして大館市長から承認された場合のほかは、配置する業務管理責任者の変更は認めない。
- (11) 本業務の契約履行にあたっては、仕様書等において示された施行条件及び関係法令等を遵守すること。
- (12) 落札者決定後、大館市の入札参加審査申請手続、本業務に関する入札参加申込手続又は入札手続、及び本業務の履行等について、不正な行為等その他法令等に違反する事実が確認されたときは、契約の解除等必要な措置を講ずるものとする。
- (13) 履行期間若しくは履行期限は、事情により変更することがある。
- (14) 本業務に係る入札においては、**入札内訳書の提出は必要ない**。
- (15) 本業務に係る予定価格は公表しない。
- (16) 本業務に係る入札は、**最低制限価格制度を適用**する。
- (17) 入札参加者は、仕様書等を熟知し、大館市競争入札契約心得等を遵守すること。
- (18) この公告についての問い合わせ先

大館市役所総務部契約検査課 0186-43-7039（直通）